

青森市家屋評価システム更新業務
情報提供依頼書

令和7年12月

青森市総務部情報管理課

1 本情報提供依頼の目的

青森市（以下「本市」という。）の家屋評価システムは、令和8年末でシステム及び機器の保守期限を迎えることから、令和9年の本稼働を目的としたシステム更新を予定しています。

つきましては、以下の本市の基本的な考え方を踏まえ、自治体システムの構築・導入に関して豊富な知見・実績を保有している各事業者様から積極的に情報提供をいただきたいと存じます。

御提供いただいた情報は、次期システムに必要な機能の検討、構築・運用に係る費用、構築スケジュール等を把握することを目的として活用させていただきます。

なお、以下の点について、御留意いただきますようお願いいたします。

- ・本情報提供依頼は、各事業者様において提供されるシステムの内容等の情報を得るために行うものであり、それをもって将来のシステム導入を約束するものではありません。
- ・御提供いただいた情報は、システム更新における基礎資料とするものであり、本提供依頼の趣旨について御理解いただき、提供可能な範囲で、できる限り御回答をお願いします。御回答いただいた後に、変更が生じても構いません。
- ・本件に関する以下の記載事項については、現時点における案であり、今後の検討において最終的な調達条件を決定することになります。

2 現行システム概要

（1）導入製品

導入・運用保守事業者	製品名	製品事業者
富士通 Japan 株式会社	HYOCA-Z Web	SBS 情報システム

（2）業務機能

システム	業務	機能概要
家屋評価システム	木造	『木造』の家屋評価図面作成及び評価計算
	非木造	『非木造』の家屋評価図面作成及び評価計算
	軽量鉄骨造	『軽量鉄骨造』（非木造）の家屋評価図面作成及び評価計算
	丸太組	『丸太組』（ログハウス等）の家屋評価図面作成及び評価計算

（3）システム構成・諸元

No	項目	諸元
1	サーバ機器	WWW：Win2016、CPU：3コア 95.7、メモリ 16GB DB：Win2016、CPU：3コア 95.7、メモリ 16GB
2	利用者・端末数	10人・10台
3	利用拠点	資産税課
4	家屋敷数	賦課年度：翌年度～昭和63年度 36,452件（R7.11.12現在）

3 移行方針（案）

本市における移行方針(案)は、以下のとおり。貴社が考える本市における当該システムの効果的な導入計画等がありましたら、ご提案ください。

(1) 対象業務

本業務の調達範囲は、以下のとおり。原則、現行システムと同等の業務機能を想定していますが、職員の負担軽減等、業務効率化に寄与できる機能等がありましたら、ご提案ください。

調達範囲	現行システム課題等
木造	なし
非木造	なし
軽量鉄骨造	経年減点補正率の取扱い 【家屋評価システム】 経年減点補正率 $0.9556 \times \text{積雪寒冷補正 } 0.95 = \underline{0.90782}$ 【税務情報システム】（賦課情報に関するシステム） 経年減点補正率 $0.9556 \times \text{積雪寒冷補正 } 0.95 = \underline{0.9078}$ このことにより、算出される評価額が一致しない。 ⇒税務情報システムと取扱いを一致させる。
丸太組	なし

(2) スケジュール

本市では、現行システム機器のサポート期限の関係上、以下のスケジュールを想定しております。

- ①令和8年2月初旬～3月中旬 プロポーザル実施
- ②令和8年3月下旬 構築事業者決定
- ③令和8年4月上旬 契約締結、構築作業開始
- ④令和9年1月4日 本番運用開始

※業務特性等を踏まえて、より安全で実現可能な移行方法、契約時期等のご提案がある場合は、ご提案ください。

(3) クラウドサービスの活用

運用作業、更新作業の負担軽減等の経済性や将来の業務改革に向けた機能の拡張性、成長性に優れているクラウドサービス(LGWAN-ASP等)の活用を検討しております。

本市にとってより有効と考えるシステム環境等について、ご提案ください。

(4) 固定資産税、住基システムとの連携

本市の固定資産税システム、住基システムは、ガバメントクラウド(AWS)上に構築予定です。家屋評価システムとデータ連携する場合の連携方式、仕様等についてご提案ください。

(5) 現行システムからのデータ移行

本市が想定している移行対象データについては以下のとおり。データ移行に当たり、前提条件や本市にとってより有効な提案がある場合は、ご提案ください。

【対象データ、データ件数等(令和7年11月12日時点)】

本情報提供依頼における費用見積等については下記の条件で作成ください。

対象データ	対象年度・対象件数等
家屋評価図面及び評価計算書のデータ件数	移行対象 賦課年度：翌年度～昭和63年度 36,452件

- (6) システムの利用場所
青森市役所駅前庁舎

3 情報提供依頼事項

提供資料「別紙1_情報提供依頼事項」に掲げる項目・内容について、資料等の情報提供をお願いいたします。回答については以下の項目に従い作成・提出をお願いいたします。

(1) 提出書類

別紙1_情報提供依頼事項の回答様式欄の記載に従い、下記のとおり回答を作成してください。

- ①自由形式 各社自由形式にて回答を作成
- ②別紙4_見積書 別紙4_見積書に回答を記載

(2) 提出期限

令和7年12月23日(火)

(3) 提出方法

下記に示す青森市電子申請サービスの回答フォームから提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/city-aomori-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19759

なお、青森市電子申請サービスで提出可能なファイルはzip形式のみで、最大100MBまでとなります。回答ファイルが最大容量を超過する場合、記憶媒体(CD, DVD等)の郵送にて提出してください。

(4) 郵送時提出先

〒030-8555 青森市中央1-22-5 急病センター棟3階

青森市総務部情報管理課 システム更新チーム 担当：小山内、福眞、三橋

4 提供資料

別紙1_情報提供依頼事項

別紙2_青森市家屋評価システム更新スケジュール(案)

別紙3_情報提供依頼に関する質問票

別紙4_見積書

5 本情報提供依頼に関する質問及び質問への回答

本情報提供依頼に関して質問がある場合は、「別紙3_情報提供依頼に関する質問票」に質問事項を記入の上、令和7年12月9日(火)までに電子メールにて『joho-kanri@city.aomori.aomori.jp』のアドレス宛に提出してください。

メールの件名は『【会社名】青森市家屋評価システム更新業務RFI 質問事項』とし、メール本文に担当者名及び連絡先を明記してください。

回答は1週間を目途に質問票を提出いただいたメールアドレスへ返信いたします。

6 特記事項

- ・御提供いただいた情報は、本市における家屋評価システム更新に係る検討にのみ使用することとし、関係者以外の閲覧に供する等、他の目的には使用いたしません。
- ・回答内容につきまして、本市より確認させていただく場合がございます。御理解と御協力をお願いいたします。
- ・本情報提供のために要する費用は、すべて各事業者様の負担でお願いします。
- ・提供いただいた情報・資料については返却いたしません。
- ・その他、提案事項等ありましたら、情報提供をお願いします。